

花見会計事務所だより No.72

2021年 本年もよろしくお祈りします。
今回は、来月より受付開始の所得税の確定申告での主な改正項目について確認したいと思います。



■ 事業所得の※青色申告特別控除の改正

・取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合

・ 従前の紙媒体による提出の場合

改正前：特別控除額 65万円

改正後：特別控除額 55万円

・ e-taxによる提出の場合 又は 取引の帳簿書類を電磁的記録及び保存としている場合

改正前：特別控除額 65万円

改正後：特別控除額 65万円

※ 青色申告特別控除とは、青色申告制度の承認を受けた申告者が、一定の要件を満たす場合に控除を受けることができる金額です。

■ 給与所得の※給与所得控除額の改正

改正前：下限額 65万円、上限額 220万円

改正後：下限額 55万円、上限額 195万円

※ 給与所得控除額とは、給与収入(額面金額)に応じて、給与収入から控除される必要経費に相当する金額です。

■ 雑所得の※公的年金等控除額の改正

・65歳未満の場合

改正前：下限額 70万円、年金収入300万円の場合 112.5万円

改正後：下限額 60万円、年金収入300万円の場合 102.5万円～82.5万円

・65歳以上の場合

改正前：下限額 120万円、年金収入300万円の場合 120万円

改正後：下限額 110万円、年金収入300万円の場合 110万円～90万円

※ 公的年金等控除額とは、公的年金等収入(額面金額)に応じて公的年金等収入から控除される必要経費に相当する金額です。

■ ※基礎控除額の改正

改正前：一律 38万円

改正後：所得に応じて 48万円～0円

※ 基礎控除額とは、納税者本人が受けることができる所得控除額です。

■ 所得金額調整控除額の創設

・対象者

・給与収入が850万円超で、特別障害者に該当する者 又は 一定の扶養親族を有する者

控除額：[給与収入(1,000万円を限度) ▲ 850万円] × 10%

・給与所得及び公的年金等雑所得を有する者で、所得控除後の合計額が10万円超の場合

控除額：① + ② の合計額のうち10万円

① 給与所得控除後の給与所得金額(10万円を限度とする)

② 公的年金等控除後の雑所得金額(10万円を限度とする)

確定申告が必要かどうか知りたい場合など、
お気軽にご相談ください。

池田より一言

花見会計事務所
Tel : 026-248-7500
Fax : 026-248-7507
E-mail : info@hanami-kaikai.jp